

第 18 号議案

江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事請負契約に係る意見について

上記の議案を提出します。

平成 30 年（2018 年）5 月 25 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事請負契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事請負契約に係
る意見について

江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事請負契約に当たり、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162
号）第29条に基づき区長から意見を求められた別紙案文について同
意する。

江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事請負契約

下記のとおり工事請負契約を締結する。

記

1 契約の目的

江原小学校体育館非構造部材耐震対策等改修工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約の金額

金 2 5 1 , 7 4 8 , 0 0 0 円

4 契約の相手方

東京都中野区中央五丁目 4 番 2 4 号

株式会社小河原建設

代表取締役 小河原敬彦

第 19 号議案

第十中学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について

上記の議案を提出します。

平成 30 年（2018 年）5 月 25 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

第十中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

第十中学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について

第十中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき区長から意見を求められた別紙案文について同意する。

第十中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更について

平成30年3月28日に議決された第18号議案第十中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額を下記のとおり変更する。

記

変更前 金249,782,400円

変更後 金252,645,480円

第 2 0 号議案

旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に
係る意見について

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年） 5 月 2 5 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更に
ついて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき
区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に
係る意見について

旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更に
当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律
第162号）第29条に基づき区長から意見を求められた別紙案文に
ついて同意する。

旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更について

平成30年3月28日に議決された第17号議案旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額を下記のとおり変更する。

記

変更前 金215,514,000円

変更後 金218,155,680円

第 2 1 号議案

旧大和小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る
意見について

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年） 5 月 2 5 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

旧大和小学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る
意見について

旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき区長から意見を求められた別紙案文について同意する。

旧大和小学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更に
ついて

平成30年3月28日に議決された第43号議案旧大和小学校校舎
等解体工事請負契約に係る契約金額を下記のとおり変更する。

記

変更前 金321,840,000円

変更後 金330,864,480円